

「消費者基本計画（改定案）」（平成23年6月）の
修正を求める要請書

2011年（平成23年）6月23日

日本弁護士連合会

1 要請の趣旨

現在，2011年（平成23年）6月末を目途に消費者基本計画の改定を閣議決定することになっているが，「国民生活センターの在り方」については，弁護士会，消費者団体のみならず，消費者委員会からも，消費者庁との一元化について重大な疑念が提示されている。

消費者庁は，こうした意見を十分尊重し，慎重な検討を行うべきである。すなわち，

消費者基本計画に「国民生活センターの各機能を消費者庁へ一元化する」との方向性を記載することは時期尚早であり，盛り込むべきではない。

具体的には，「消費者基本計画（改定案）平成23年6月」8頁14行から15行「各機能を消費者庁へ一元化する方向で」（17字）の記載を削除し，具体的な施策の担当省庁等から「国民生活センター」を削除した部分（施策番号1，2，6，17，38，94，96，113，119，123，125，133）を，削除せず復活させるべきである。

2 要請の理由

(1) 「国民生活センターの在り方」についての検討状況

国民生活センターのあり方に関するタスクフォースの中間整理において示された国民生活センターと消費者庁を一元化する案について，消費者委員会は，2011年（平成23年）6月10日付けで，「消費者行政体制の一層の強化について - 『国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース』中間整理についての意見 - 」を公表した。同意見書において，消費者委員会は，一元化について

の問題点を指摘した上で、「政府においては、新しい独立行政法人の在り方についての検討が進められているところであり、消費者庁から独立した法人格として国民生活センターを位置づける方策についても検討し、タスクフォースの中間整理の案等も含め、消費者・消費者団体、事業者等の関係者・有識者も加わった公開の場での審議を深めたいうえで最終的な判断を行うことが望ましい」としている。中間整理に対しては、消費者団体、消費者のみならず、地方自治体、地方自治体の消費者行政を担う職員からの反対意見も相次いでいる。

(2) 消費者庁の動向

ところが消費者庁は、2011年（平成23年）6月17日の消費者委員会に「消費者基本計画（改定案）平成23年6月」を提出し、その中に国民生活センターについて「各機能を消費者庁へ一元化する方向で」検討を進めることを盛り込んでいる。

これに対しては、消費者委員会委員の反対意見が相次いだ。消費者庁は、この改定案の内容で閣議決定するとの意向を強調し、消費者基本計画は、6月末を目途に閣議決定される予定となっている。

(3) 手続上の問題点

本消費者基本計画の改定手続において消費者委員会の意見を尊重しないことに関しては手続上の問題点があると言わざるを得ない。

そもそも、消費者委員会は、消費者庁の下部機関ではなく、消費者庁と同様に内閣府に直屬して設置され、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する重要事項他に関し、内閣総理大臣や関係各大臣又は長官に建議すること等（消費者庁及び消費者委員会設置法6条参照）が定められている独立した機関である。消費者基本法27条3項では、消費者基本計画の案を作成しようとするときは消費者委員会の意見を聴かなければならないことを定めている。この点は、消費者庁関連3法案の審議に際して問題となり、「消費者政策会議については、当委員会で行われた議論を十分踏まえ、消費者庁及び消費者委員会との関係を総合的に判断し、国会と連携を図りつつ存置を含めその在り方の見直しを検討すること。また、次期の消費者基本計画の案の作成に当たって消費者政策会議は、本

委員会を始めとする国会における議論及び消費者委員会の意見を尊重すること。」との附帯決議も設けられている（参議院消費者問題に関する特別委員会附帯決議 1 2 項）。

しかるに、今回、消費者庁が消費者委員会の委員の意見を尊重することなく消費基本計画を改定することは、上記の意味でも、国会の意思に反していると言わざるを得ない。

(4) 当連合会の意見

当連合会は、2011年（平成23年）2月18日付けで「国民生活センターの各機能を一体的に、かつ消費者庁から一定の独立性を確保したうえで、消費庁との連携を推進する組織とすることが不可欠の前提条件であり、その一体性や独立性が確保できないのであれば、「施設等機関」とするよりも政府から独立した新たな法人として存立させることが妥当である。」（「国民生活センターの業務・事業見直しに関する意見書」）との意見を出し、2011年（平成23年）5月19日付けで「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース中間整理」に対する要請書を発して「中間整理が示す不十分な構想ではなく、より機動性、柔軟性、専門性を確保できる新組織の在り方と、消費者庁・消費者委員会全体の在り方について、より広範な議論を踏まえて実現するよう要請」したところである。

(5) まとめ

したがって、現段階で消費者基本計画に「各機能を消費者庁へ一元化する方向で」との文言を加えることは、事実を反するばかりか、今後の議論の範囲を狭める危険がある。

よって本要請に及んだ次第である。

以 上